

駐 車 場 を 設 置 さ れ る 方 へ

◎駐車場設置の届出等

☆収容能力が20台以上の場合、『環境確保条例 ※1』による指定作業場の届出が必要です。
《環境政策部環境保全課》

☆収容能力が20台以上で敷地面積が150㎡以上の場合、『世田谷区みどりの基本条例』による、
みどりの計画書の届出が必要です。
《各総合支所街づくり課》

☆不特定多数が利用する駐車場で車室面積500㎡以上の場合、『駐車場法』による路外駐車場設
置の届出が必要です。

『バリアフリー新法 ※2』による特定路外駐車場の届出が必要になる場合もあります。
《道路・交通政策部道路指導課》

☆不特定多数が使用する駐車場で駐車面積が250㎡以上（車路を含まない）、かつ収容能力が
20台以上の場合、『世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例』による特定公共的施設整備計
画届出書の届出が必要です。
《都市整備政策部都市デザイン課》

☆駐車場の規模・構造により、『世田谷区風景づくり条例』の建築物または工作物として建設
行為等の届出が必要な場合があります。
《都市整備政策部都市デザイン課》

☆収容能力が50台以上又は駐車場面積1,000㎡以上の場合、『世田谷区環境基本条例』による環
境計画書等の提出が必要です。
《環境政策部環境計画課》

☆敷地面積が150㎡以上の場合、『世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱』による
雨水流出抑制施設設置の協議が必要な場合があります。

《土木部工事第一課（世田谷、北沢、烏山地域）》

《土木部工事第二課（玉川、砧地域）》

※1 『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』 略称：『環境確保条例』

※2 『高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律』 略称：『バリアフリー新法』

◎アイドリング・ストップの遵守・周知義務

収容能力が20台以上の駐車場の設置者及び管理者は、利用者に対しアイドリング・ストップの周
知が義務づけられました。（環境確保条例）

☆周知の方法 …看板等（看板・ポスター・書面など）を掲示する。

☆看板等の掲示位置 …利用者に認識されやすい場所（入口付近・壁・場内の柱など）

☆掲示枚数 …20台当たり1枚程度

☆記載例

東京都の条例で、駐停車中のアイドリング
は、禁止されています。
駐停車中はエンジンを止めてください。

大気汚染や地球温暖化防止のため、
駐停車中は、アイドリング・ストップ
をしましょう。
駐停車中はエンジンを止めてください。

☆その他

…看板等を掲示することが難しい場合は、各利用者に対して個別に周知が図られるような
手段を講じてください。

《例》入場時に『駐車場内では、アイドリング・ストップをしてください』と放送、呼びかけ等を行う。

◎近隣住民への事前説明

駐車場の規模・形態や工事の施工方法を近隣住民に詳しく説明する。

◎公害防止及び近隣への配慮

☆塀の設置・植樹・透水性舗装等により、公害防止、近隣への配慮に努める。

☆駐車場の出入口位置・自動車の駐車方向等は、騒音や排気ガス等で近隣の迷惑にならないように設定する。

☆利用者への注意看板の設置(近隣に配慮した利用方法等)。

- ・ドアの開閉は静かにしましょう。
- ・駐車したまま大音量で音楽を流したり、長時間のおしゃべりは止めましょう。
- ・『ポイ捨て』をしないで、きれいに使用しましょう。
- ・夜間利用は、できる限り控えましょう。
- ・アイドリングの禁止。

☆出入口ブザーは、夜間の使用を控える。

◆◆◆ 指定作業場に関する騒音の規制基準 ◆◆◆

◎敷地境界における音量(単位: dB) [環境確保条例第68条、別表第7-5]

区域	該当地域	時間の区分	基準値	特別基準
第1種区域 A	第1種低層住居専用地域	8時～19時	45	B・C 区域内の学校・ 保育所・病院・図書館 等の周囲50m以内の地 域 ↓ 各欄から5dB減じた値
	第2種低層住居専用地域	19時～翌8時	40	
第2種区域 B	第1種中高層住居専用地域	8時～19時	50	
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域	19時～翌8時	45	
	第2種住居地域 準住居地域 ※第1特別地域			
第3種区域 C	近隣商業地域	6時～8時	55	
	商業地域	8時～20時	60	
	準工業地域	20時～23時	55	
	※第1特別地域を除く	23時～翌6時	50	

(※第1特別地域とは、CのうちAの周囲30m以内の地域)

〒158-0094
世田谷区玉川1-20-1
二子玉川分庁舎B棟3階
世田谷区 環境政策部 環境保全課
TEL 6432-7137
FAX 6432-7981

